

アイヌ政策推進会議（第 16 回） 議事録

日時：令和 7 年 12 月 13 日（土）15:00～16:50

場所：北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）赤れんがホール B

出席者：黄川田内閣府特命担当大臣（アイヌ施策）（座長）、秋元委員、石森委員、
宇治委員、大川委員、小川委員、大西委員、坂元委員（オンライン）、
佐々木委員、鈴木委員、常本委員、丸子委員、八幡委員、
渡邊内閣官房アイヌ総合政策室長、石川内閣官房アイヌ総合政策室長代理、
日向内閣官房アイヌ総合政策室長代理、吉田内閣官房アイヌ総合政策室次長

○吉田次長

それでは、ただいまから第 16 回アイヌ政策推進会議を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、今回の座長である黄川田大臣から開会の挨拶をお願いいたします。

○黄川田大臣

イランカラブテ。アイヌ施策担当大臣の黄川田仁志です。

第 16 回アイヌ政策推進研究会議の開催にあたり、座長として一言ご挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様におかれましては、先日発生しました北海道・三陸沖での地震へのご対応にあたっては大変であったと思いますが、年末のお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は本年 10 月にアイヌ施策担当大臣として任命されました。本日、白老町にあるアイヌ文化復興・発展の拠点であります、民族共生象徴空間ウポポイを訪問しました。大臣就任前の昨年 7 月にもウポポイを訪問しまして、その際は、博物館の展示の鑑賞やアイヌ語の体験学習等を通じて、アイヌの歴史や文化、共生社会の重要性を学ばせていただきました。

今回はアイヌの方々のご遺骨が保管されている慰霊施設における献花、そして北海道アイヌ協会の大川理事長やウポポイ職員との面会を行いました。今回の訪問を通じて、アイヌの歴史や文化、共生社会の重要性について、再確認するとともに、アイヌの皆様のご意見を丁寧にお伺いし、アイヌ施策の推進にしっかりと活かしていくことが大変重要であると感じました。

さて、政府としては、これまでアイヌ施策推進法に基づき、ウポポイやアイヌ政策推進交付

金等、様々な政策ツールを総動員し、アイヌの皆様へ寄り添って、総合的なアイヌ政策推進に全力で取り組んできたところでございますが、本法は昨年5月をもって施行から5年が経過したことから、本法の附則第9条に基づきまして、施行状況について整理・検討し、所要の措置を検討してまいりました。

検討にあたっては、昨年9月から今年の6月にかけて、アイヌの方々のご意見等を広く伺う意見交換会を北海道内・東京各地において計20回開催し、230名以上のアイヌの方々に参加していただき、多岐にわたるご意見をいただきました。

本日の会議におきましては、本検討結果についてご報告するとともに、幅広く意見交換させていただきたいと考えています。

委員の皆様におかれましては、今後のアイヌ政策の一層の推進に向けて、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○吉田次長

ありがとうございます。

ここで、プレス関係者の方々へご退室を願います。申し遅れましたが、本日、司会進行を務めさせていただきます、アイヌ総合政策室次長の吉田でございます。

委員の皆様のご紹介につきましては、会議の委員名簿をお手元に配布させていただいております。

なお、本日、坂元委員におかれましては、リモートでのご参加となっております。それでは本日の議事に入らせていただきます。事務局からの説明の後に意見交換に移りたいと考えています。渡邊室長から資料の説明をお願いいたします。

○渡邊室長

アイヌ総合政策室長、渡邊でございます。よろしくお願い申し上げます。お手元にある資料、概要というものと、資料1、2を使って説明させていただきます。

概要でございますが、検討の経緯については、皆様、ご案内の通りでございますので、省略いたします。施行状況の検証につきましては、これまでの施行状況でございますけれども、アイヌ施策推進法の施行以降、ウポポイの開設をはじめ、アイヌ政策推進交付金を活用した地域・産業・観光振興の取り組み、その他の施策を含む総合的な政策を推進してまいりました。

そして、アイヌの人々や文化に接する機会は増加傾向にございまして、各地域における文化

伝承活動等も拡大してきたということで、私どもといたしましては、一定の成果があるというふうに考えてございます。

次は国民の意識、アイヌの人々の声、意見交換会の話は、資料1にさせていただいて、恐れ入りますが、資料1の9ページ以下でございます。9ページは結果の総評でございますけれども、10ページ以下概要を付けてありますので、このうちのいくつかをご紹介しますと思っております。10ページの②でございますけれども、アイヌの人々や文化と接していた機会の有無につきまして、あると答えた方、全国28.4%、北海道では61.9%でございます。11ページの⑥でございます。アイヌの人々への差別、偏見などを、直接見聞きしたことがあったかということでございますけれども、直接に見聞きしたことがあるというのが、全国が10.4%、北海道33%でございます。

続きまして12ページでございます。⑦アイヌに対する差別の原因、背景は何だと思いかということですが、複数回答でお答えいただいておりますが、まずアイヌ民族の歴史的・社会的背景に対する無理解。それからアイヌ文化に対する無理解。それぞれ全国北海道の50%を超えてございます。それからアイヌ民族への固定的なイメージなど民族に対する偏見や先入観、これが全国で5割、北海道では7割近くに上ってございます。

続きまして、ウポポイに関しましてですね。⑧でございますけれども。ウポポイへ行ったことがないという方が、全国では36.4%、北海道では33.3%でございます。行ったことはないが、今後行ってみたいということの方は、全国で13.8%。北海道では27%でございます。

続きまして13ページの⑨でございますけれども、アイヌに関する施策のうち、どのような取り組みを重点的に行うべきかについては、こちらも、複数お答えいただいておりますが、アイヌの人々への理解を深めるための啓発・広報活動、アイヌの歴史・文化の知識を深めるための学校教育、こうしたものの比率が高くなってございます。

続きまして、意見交換でございますけれども、14から15ページでございます。14ページは開催実績ですので、次は15ページですが、主な意見をまとめてございます。

この説明は省略させていただきますが、概ねの意見に関しまして、これまでの政策の充実強化を図るべきだと求める声が多かったというふうに受け止めております。

また、差別、左のところにありますけれども、差別的言動に対する罰則であるとか、また右下のですね、先住民族の権利に関する規定の創設という声もございました。

また概要に戻っていただきまして、3ポツでございます。今後、講ずる措置についてということでございます。矢尻3つございますけれども、一番上でございます。ここにある通り、引き続き総合的な政策を推進する方針でございます。合わせて、力点を置いて取り組む方向性を

明示して実施してまいります。2番目につきましては、その際、関係主体とのご連携をして進めてまいります。それから3番目については、フォローアップでございます。今回は法施行5年ということで、法律の規定もございませけれども、今後は、法律の規定にはないのですが、機を見て、フォローアップしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから最後の※印でございます。罰則規定の創設を求めるといふご意見がございませけれども、差別には様々な形態のものがあり、厳密な定義が困難であるということ、それからもうすでに刑法に名誉毀損罪、侮辱罪といった規定が成立されていることなどから、難しいと考えてございます。従いまして、今回の検討においては、法改正はしないことといたします。

今申し上げた力点を置いて取り組む方向性に関して、具体的に、ご説明させていただきます。

資料1になりますけれども、恐れ入りますが、19ページを開けていただけますでしょうか。具体の施策の内容につきましては、右側にありますけど、①から全部で⑯まであります。それを分類整理してございます。時間の都合上、簡単にご説明いたします。

まず、19ページでございます。教育啓発がございませ。①から③は学校関係ということでございませ。⑤は人権関係ということでございませ。それから20ページに参りまして、ウポポイの充実強化ということでございませ。

この5番と6番についてはですね、もう少し詳しくご説明をしたいと思ひまして、資料2を用意してございますので、9ページをよろしく願ひいたします。これは⑤の人権関係で、横長の囲みの下の方にございませけれども、各種人権啓発活動、人権相談等を強化していく方針でございます。その下の部分ですね。まず左側にあります、人権啓発の取り組みにつきましては、ここに書いてある通りです。ポスター、リーフレット、啓発動画のネット配信、インターネットバナー広告などの手段を使って政府として伝えるべき情報発信を続けることといたします。右側の人権相談等につきましては、インターネットの聞き込みに関する相談体制や、被害を受けたという方からの相談を受けた法務局がプロバイダーに対して削除要請した場合に適切な対応を求めるといった取り組みを継続していくこと、また、北海道内市町村にアイヌ生活相談員を配置するなどの対応を記載してございます。

また、法制度面につきましては、上の囲みの前半の部分ですけれども、侮辱罪の法定刑の引き上げやプロバイダー責任制限法の改正、これは情報流通プラットフォーム対処法という名前を変えましたけれども、そうしたものの対応が行われてございます。

続きまして、ウポポイでございます。資料19ページ以下になりますけれども、これは令和6年7月に国土交通省が取りまとめたウポポイの充実強化についてに沿って取り組みを進めてございまして、引き続き実施していくということに変わりはございませせん。ただ、このところ、来

場者の減少が続いておりまして、アイヌに関する理解を深めていくためにもですね。来場者の増加に向けた取り組みを強化していく必要があると考えてございます。

その今後の取り組みとしては、同じ資料でございますけれども、44 ページにまいりまして、これはもう連携していくというチャンネルでの話ではありますけれども、重要なのは各種コンテンツの魅力の向上でございます。ウポポイの充実強化も含めた、運営を含めた実効性ある具体的な方策について、関係機関が一層連携し継続的に検討を実施していくということにしております。そのため、国、財団、白老町と様々な取り組みの自治体が連携して検討を行っているというところでございます。

資料1に戻っていただきたいのですが、その後の各論でございます。まず20 ページ、⑧遺骨でございます。特に⑧に関しましては、先月、ロンドンの自然史博物館から5体を返還するとの決定があったところでございます。

続きまして21 ページは文化振興と伝承でございます。ここでは9番アイヌ語の保存継承、それから、11番ではエカシフチ事業への支援、それから、13番は東京の御徒町にありますアイヌ文化交流センターの利用促進などを記載してございます。その下の地域産業観光振興につきましては、14番でございますけれども、アイヌ政策推進交付金を活用して実施しております。

それから次のページ22 ページでございます。生活向上につきましては、15番になりますけれども、北海道等が実施する施策への支援を行うことといたします。その下、推進交付金でございますけれども、予算を確保しつつ、交付団体を増やす取り組みを行って参りたいと考えてございます。その他、というふうにありますけれども、先住民族の権利創設を求めるというご意見もございましたけれども、ここに書いてある通りでございますけれども、憲法との課題整理を図る必要がございます。国としての責務は概ね措置されているというふうに考えてございます。

次の24 ページからは、これは矢尻の2番目に相当するんですが、関係主体の連携ということでございます。1番は交付金関係の広域連携でございます。現在、交付金の申請は市町村が単独で行っているが、制度的には、連携して申請していただくということも可能であるということを知ってまいりたいとうことでございます。

2番目は、各自治体の取り組みを横展開するため、我々の方でハンドブックを作るという、そういうことでございます。

それから、3ポツにつきましては、先ほど申し上げました通りでございます。関係機関と連携したウポポイ来場者増加ということでございます。それから、次の26 ページは、フォローアップでございます。先ほど申し上げましたけれども、今後、定期的にフォローアップをしてま

いりたいというふうに考えてございます。

私の方からは簡単ですが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田次長

それでは、意見交換に入らせていただきます。

大変恐縮ですが、時間の制約上、16時25分までを目途に各委員からご発言をいただきたいと考えております。このため、ご発言はお一人5分以内でお願いしたいと思います。

ご発言の順番につきましては、私の方で指名をさせていただきますので、順次ご発言をお願いいたします。

それでは始めに、委員Aからご発言をお願いしたいと思います。

○委員A

イランカラブテ。

師走のお忙しい中、今回も札幌で開催していただき、心から感謝申し上げます。

黄川田大臣におかれましては、午前中に、ウポポイの慰霊施設をご視察くださり、先祖のご遺骨が眠る墓所に花束を手向けて、哀悼の意を捧げていただきました。感謝の言葉しかありません。同胞を代表して、心からお礼を申し上げる次第です。

アイヌ民族は150年という長く悲嘆の歴史が続きましたが、第1条にアイヌは先住民族であると認めたアイヌ施策推進法が制定され、その施行から5年が経過し、その施行状況を検証するため、道内外で意見を聞く意見交換会を開催するなど、昨年度から見直しに取り組んでいただきました。

それまで北海道が主に担ってきた生活向上や文化振興策に加え、交付金制度を活用した産業・地域振興・国際交流や、国内外に所在する遺骨の返還、ウポポイを含む新しいアイヌ政策を総合的に推進していただき、先程、この間の施策の積み上げを、成果とともに、渡邊室長からご説明いただきましたが、それらの様々な取組や成果を聞いておりますと、先住民族の権利宣言を国際的な理念として参照し企図された、この新法の持つ意義や役割の大きさ、あるいは威力、心強さというものを、改めて認識し、実感したところです。

その制定に向け、弛まぬ努力を尽くしてくれました先輩たちへの敬意とともに、新法制定への理解や制定を強力に推進してくださいました、国をはじめ、国会議員、北海道、関係市町村、アイヌ民族文化財団など、多くの関係者の皆様に、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

今後の取組につきましては、説明にもありましたように、ウポポイの来場者増加に向けた充実強化など、各分野でそれぞれ課題を抱えていますので、次の5年を目指し、さらに総合的な施策の充実強化に向け、一層のご尽力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

これらに関連し、2点ほど、お願いを申し上げます。

一つは、交付金制度の活用についてであります。私が力を入れて取り組んできた一つは高齢アイヌであるエカシ・フチに対する支援ですが、交付金を活用し取り組む自治体が徐々に増え、現在11市町村と、二桁までになってきておりますが、高齢化が進行する中で、出来るだけ早期に、さらに多くの地域で取り組んでいただけることを望んでいるところです。この交付金は学習塾のような子弟の学習支援など様々な切り口で活用が可能であり、市町村負担が少ない点はもちろん、アイヌであると、なかなか声を上げられない人々に対しても、当該市町村の住民であれば広くその効果を楽しむことができる側面もあり、多くの市町村で積極的に活用していただきたいとの思いで、これまでも機会あるごとにPRをしてきました。

その中で耳にすることは、地域の体制が十分でないなどの事情もあり、地元のアイヌの意向や思いがなかなか聞かれていない、聞き入れられない、ということでもあります。こうした声は意見交換会の場においても聞かれましたが、今後、活用を検討している自治体に対し、制度の説明や助言、取組事例の紹介などを行っていただく際に、合わせて、アイヌの意向等を十分酌み取っていただくよう、引き続き、働きかけについて、一層のお力添えをお願い申し上げます。

これまでもお願いをしてきましたが、ウポポイの入場者目標は年間百万人であり、車の事故や空地への駐車など地域住民の迷惑になることなく、また交通渋滞の緩和を図るためには、線路に並行して苫小牧方面に抜ける、もう1本の道路を設けていただくことが必要であると思いますので、引き続き、ご検討をお願いしたいと思います。以上、どうぞよろしく、お願いいたします。

○吉田次長

ありがとうございました。次に委員B、お願いいたします。

○委員B

まずは、黄川田大臣、本当にお忙しい中本日北海道でこの推進会議を開催していただきありがとうございます。またウポポイの御視察も大臣就任しての御視察ということで感謝申し上げます。

私からは法施行5年を節目に国の方で調査いただきました。このことについて感謝申し上げます。推進会議において私の方から法施行5年を節目に国の方でも調査が必要であるとの提案させていただいて、当初実施する予定はなかったということでしたが調査を行っていただき、更に今後もフォローしていきたいとの渡邊室長からのご発言もありました、この調査を行っていただいたことにも感謝申し上げます。

この調査の中で明らかになった点の中に、アイヌ文化に対する理解を深めていくことが大切だと、理解を深める上では情報をしっかり発信していくことが大事だという認識の下で、いくつかご質問をさせて頂きたいと思います。これは、先日渡邊室長が説明に来られた際に、推進会議というのは議論をする場だと、大臣がご出席のもとで議論するんだということで、我々の考えと渡邊室長の考えに違いがあったり、判然としないところがありましたので、主に5点お話をさせていただきます。室長の方からは推進会議で真摯に回答するとのお話がありましたので、様々な委員の発言の後総括して室長からお話しいただけるものと思っております。ただ質問量が多いので、回答できないものもあると思うので、回答できないものについては後日文書で回答いただき、出席委員にも共有していただきたいということを冒頭申し上げたいと思います。

まず1点目です。情報発信の重要性については共通認識であると思っております。その中で情報発信ツールの一つとして内閣官房が運用している旧Twitter（X）について、2015年から2020年までは国として情報発信を行っていましたが、2020年以降は情報発信を行っていません。その理由を伺います。

次に2点目です。ウポポイ開業後については情報発信を止めた時期と共通しているんですが、国はHPでの情報発信を行っています。ウポポイは国立の施設です。アイヌ財団が発信することも大事ですが、国として情報発信の必要性についてどう認識して、なぜこのXでの情報発信を行っていないのか、私はするべきではないかと思っています。2020年まではやっていたので。2020年以降やらなくなったということで、私はするべきだと2つ目に申し上げたいと思います。

3点目です。今後の対応としてバナー広告で情報発信をするということです。バナー広告で情報発信をするというのは、重要な取り組みだと思いますので、是非進めるべきだと思います。その中で、2020年まで内閣官房のアカウントで発信されていたことを考えると、バナー広告の活用と連動した中でそのアカウントでも情報発信することが有効ではないかと思っています。もしそれを活用しないということであれば、その理由を聞かせていただければと思います。

4点目です。昨日行われました大臣の会見において、アイヌの歴史・文化の普及啓発、人権相談、人権啓発の充実強化などを進めるということでお話しをされております。この間様々な行

事がございました。例えば、今年でいうと大阪関西万博がありました、万博ではアイヌ舞踊を披露いたしました。ウポポイが5周年を迎えました。これは大きい事だと思います。アイヌ政策推進会議もございました。まさにアイヌの歴史・文化、普及啓発のために積極的に情報発信すべき事項ではないかと思うわけですが、なぜ内閣官房としてXなどを活用して情報発信をされておられないのか、その理由を是非教えていただければと思います。

最後ですが、文化庁や観光庁など他の省庁におかれては、SNS、Xなど活用して広報を積極的に行っています。アイヌ政策だけなぜSNSを活用していないのか、前は活用していたのですが、2020年に活用が終了しています。なぜ活用していないのかその理由を他の省庁の状況、また他の国立博物館がXによる情報発信を行っているか否かも含めて状況を教えていただきたい。

様々なアイヌに関する誤情報が流れた際に、国として正確な情報を発信する必要があるか出てくると思います。この点についてどの様に対処されるのか。先般官房長官会見において、オークションでアイヌの戸籍が出品されたと官房副長官が会見されていましたが、必要に応じて発信する機会はあると思います。なぜ活用しないのか理由を教えてください。

最後に是非大臣に聞かせていただきたい。それ以外は渡邊室長に真摯に回答していただきたい。渡邊室長がこの後お話されて、その後大臣が総括的な発言をされると思います。渡邊室長のご発言も踏まえた中で、大臣がご出席いただいておりますので是非アイヌの方に寄り添うという観点で情報発信の充実について、私は検討すべきじゃないかと思うんですけども、検討しないのかについては、大臣にお伺いします。私からは以上です。

○吉田次長

はい、ありがとうございます。委員C、お願いいたします。

○委員C

黄川田大臣におかれましては、札幌にお越しいただきありがとうございます。

今年度も、札幌でアイヌ政策推進会議が開催されますことを大変喜ばしく思います。私からは、先ほどご説明のありました「アイヌ施策推進法施行5年後検討結果」で示された方向性に沿って、交付金を活用させていただいている事業について、いくつかご紹介をさせていただきます。

まず、「教育・啓発」の分野では、札幌市におけるアイヌ文化振興の拠点施設である札幌市アイヌ文化交流センター、愛称「サッポロピリカコタン」、もしくは市内の学校において、児童生徒がアイヌの方々から伝統舞踊や伝統楽器の鑑賞や体験などができる「体験プログラム」

を平成 17 年から継続的に実施しております。また、令和 4 年度から実施している、サッポロピリカコタンとウポポイを 1 日で巡るバスツアーも、大変好評をいただいているところです。

「文化振興・伝承」の分野では、「アイヌ高齢者の体験記録事業」を開始いたしました。昨年度はお一人から聞き取りをさせていただき、札幌アイヌ協会の草創期のお話などを伺うことができました。ご本人様からの了承もいただきましたので、内容はホームページにも掲載してございます。この他、長年ご要望をいただいております、常設でアイヌ工芸品を取り扱うお店「PORSE（ポロセ）」を昨年 12 月にオープンいたしました。様々な「文化の担い手育成」についても取り組んでいるところであります。

アイヌの方々からご要望をいただいている、現在は札幌市共同利用館と呼んでいる老朽化した旧生活館につきましても、令和 10 年度の建替え・供用開始を目指して、現在、設計などを進めているところです。また、共生社会の実現を目指して「ユニバーサル・フェス」を開催するなど 教育・啓発活動にも取り組んでいるところです。

そのような中、公共の施設を利用して、アイヌ民族の先住民族性の否定ともとれる内容など、札幌市の歴史認識とは異なる情報発信が行われる事例が確認されております。当該事例では、アイヌ民族当事者のみならず、市民や団体などからも差別的行動ではないかという指摘もあり、公共の施設におけるそうした情報発信について、毅然とした態度で使用を拒否するなどの対応を求められているところです。一方で、公の施設の利用制限に関しては地方自治法に定めがあるように、明らかに公序良俗に反するというような、よほどのことがない限りは、その使用を制限することができないとうことで自治体では大変苦慮しております。

アイヌ民族や文化の理解促進という観点での正しい情報の発信について、積極的に取り組んでいきたいと考えております。一方で正しい情報を提供する、誤った情報などへの毅然とした対応について、アンケートの中にもございましたが、北海道に暮らす方々よりは、全国的にアイヌ民族や文化に対する理解している方の数字が低いので、全国的な問題として国としてもしっかり取り組んでいただきたい。

また、アイヌ施策推進法第 4 条の規定に即し、国として差別的言動についての具体例を提供していただくなど、私たちも一緒に取り組んでいきますので、お力をいただければと思います。

○吉田次長

はい、ありがとうございます。続きまして委員 D からお願いいたします。

○委員 D

私事で恐縮ですが、私は今年 80 歳になり、老い先が短くなっていますために、アイヌ政策につきましても、10 年後、20 年後にアイヌの若者達が誇りと情熱を持ってアイヌ文化の復興・創造に貢献できる政策展開が是非とも必要であると強く願っています。

私はアイヌ施策推進法に基づいて実施されている「アイヌ政策推進交付金」制度を高く評価しています。この交付金制度を活用して、例えばニュージーランドの先住民族であるマオリの人びととの交流が実施されています。私は若い頃(1969～71 年)にニュージーランドのオークランド大学大学院でマオリの伝統文化を勉強しました。その際に驚いたことに、マオリの数多くの若者達が大学院でマオリ語やマオリの歴史・伝統文化などの研究を行っていました。英国によって植民地化される中で失われつつあったマオリの伝統文化を若者達が積極的に学び、新しいマオリ文化の創造を図ろうとしていました。

政府はアイヌ施策推進法を施行して民族共生象徴空間の整備を行い、市町村はアイヌ政策推進交付金を活用しながら、文化振興、地域振興、産業振興、観光振興などの推進を図っています。様々な事業は重要な成果を挙げていますが、それらの事業が本当にアイヌの若者達に受け入れられているのか、若者達が望む方向に向かって展開されているのか、見直す必要があります。10 年後、20 年後におけるアイヌ政策の展開において、アイヌの若者達が主導的にアイヌ文化の復興・創造に励むことのできる体制づくりが必要不可欠です。

その際にアイヌの伝統文化継承の問題(例えば、伝統的な工芸技術の後継者育成事業など)にだけ限定することなく、アイヌ文化に関わる幅広い分野(例えば、アイヌ文化を活用したまちづくり推進事業、各種情報発信事業、アイヌ文化のブランド化事業、アイヌ文化を活用した観光事業など)において、アイヌの若者達が活躍できるシステムの構築が重要です。

いずれにしても、ニュージーランドの先住民族マオリの若者達が民族の伝統と誇りを大切にしながら頑張っているのと同様に、アイヌの若者達が民族の伝統と誇りを継承しながら、自らの人生を切り拓いて社会的に活躍できるシステムの形成を図る必要があります。

○吉田次長

はい、ありがとうございます。続きまして委員 E からお願いいたします。

○委員 E

イランカラブテ。

黄川田大臣におかれましては、本日、先祖の遺骨が眠るウポポイの慰霊施設をご視察いただきましたこと、心からお礼を申し上げます。

さて、アイヌの歴史や文化に関する理解を深める上で、発達段階に応じた学校教育の重要性は言うまでもありませんし、とりわけ指導する教師の研修と相まって使用される教科書の記述内容は決定的なものであります。

改訂された学習指導要領等に基づく教科書の利用が既に全ての教育課程で実施されていると承知しており、指導要領等に定められている事項に関しても、全ての教科書に記載され、さらに明記がない教科書においても、人権課題など多くの関係の記述が見られる教科書もあるなど、一層の充実が図られてきております。

こうした中で、教科書の発行会社を対象にする説明会を毎年開催していただいております、アイヌに関する教育の一層の充実が図られていることに対して、ご尽力いただいている内閣官房、文部科学省をはじめ、ご理解、ご協力をいただいている関係機関、団体や企業の皆様に心から敬意と感謝を申し上げる次第です。

開業から今日まで、全国から大勢の児童生徒が修学旅行でウポポイを訪問しておりますが、このウポポイで、新しい教科書で学んだアイヌについて最も身近な異文化として出会い、様々なプログラム体験を通じて、いわば教科書学習と異文化体験の相乗効果により、アイヌの歴史や文化への理解は格段と深まるものと受け止めており、こうした取組が長い時間軸で進められていきますと、国民の理解が大きく増進するものと確信するわけですが、ウポポイの入場者数が毎年低下してきており、教育旅行でウポポイを訪れる児童生徒も減少してきており、ウポポイが児童生徒のアイヌの歴史や文化の理解に果たす役割・機能を考えますときに、大変残念なことでありまして、この改善に取り組むことに一刻の猶予もないように思います。

こうした入場者数や教育旅行者が減少している状況の把握や、その要因について分析を行っていただき、受入れの教育プログラムの充実を含め、ウポポイの充実強化や人権対策の中にしっかりと位置づけ、入場者数の増加、とりわけ修学旅行生の増加につながるよう、対応に万全を期するようお願い申し上げます。

次に、差別的発言への実効性のある対応についてであります。国民に範を垂れるべき立場にある者による再三にわたる差別的発言が繰り返されたり、また、様々な媒体において、先住民アイヌはいないなどの発言が後を絶たない状況が続いていました。意見交換会の場においても、意見、要望が出されていましたが、こうした人権をないがしろにする状況に対して、法的措置を含め、差別的発言への実効性のある対応について検討をお願いしてきたところです。

今回の見直しの検討では、既に刑法に名誉毀損罪や侮辱罪の規定があり、また、侮辱罪の法定刑の引上げなどが行われ、公然と、そうした行為、言動が確認できた場合には当該罰則が適用されうることや、差別には様々な形態があり、罰則の構成要件とするほど厳密な定義が難し

いことなどの理由で法改正は困難であると判断がなされました。

国においては、アイヌに対する差別や偏見の解消に向け、引き続き各種人権啓発活動や人権相談を強化して取り組んでいくこととありましたので、ぜひとも強力で押し進めていただくことを改めてお願い申し上げます。

また、今回、法施行後5年が経過したことから、法の規定に基づき、施行状況を踏まえ、法の見直し・検討が行われましたが、国においては今後とも定期的にアイヌや自治体などの意見等を踏まえ、総合的な施策の進捗状況についてフォローアップを行っていくとの考えが示されましたので、差別的発言に対する新たな状況が生じた際には、差別的発言への法的措置を含め、実効性のある対応について、改めてご検討いただくようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田次長

はい、ありがとうございます。続きまして委員Fからお願いいたします。

○委員F

ありがとうございます。イランカラプテ。

私どもの町では80年ほどの長きに渡り、アイヌ民族と和人が力を合わせて、まちづくりを進めてきております。地元のアイヌコタンからの要望も含めまして、3点ほど発言をさせていただきたいと思います。

一つ目は、現在アイヌ政策推進交付金を申請できるのは市町村単位になっております。先ほどの渡邊室長様の今後の施策のご説明の中で、相乗効果を高める政策として広域連携の促進が取り上げられました。本当にありがたいことでございます。地域から出ておりましたのは、アイヌ文化紹介事業におけるパラルチームの活動など、市町村の連携の枠を超えており、道も申請主体となり全道単位で、より公益の事業が推進できるようにしていただきたいという要望が地域から来ております。

二つ目は、交付金を地域の実情に合わせて、柔軟に活用できるようにしていただきたい。例えば、阿寒アイヌクラフトセンターなど地方で実施している後継者育成事業の修了者が、身につけたスキルを生かすための自立支援が必要になっております。例えば、不足する住宅の手当や仕事場としての店舗の改修工事など、交付金を自立支援やハード面でも活用できるように制度を見直していただきたい。また、ウレシパクラブなどアイヌ文化の担い手育成支援などにも、活用の方法を広げていただきたいと存じます。

三つ目ですが、本日のアイヌ政策推進会議は年に一度開催いただいておりますが、ただいまお話ししたような現場の中から出てくる課題は様々あり、以前のように作業部会を設置し、より踏み込んだ施策の検討ができる体制づくりをお願いしたく存じます。私からは以上でございます。

○吉田次長

はい、ありがとうございます。続きまして委員 G からお願いいたします。

○委員 G

イランカラプテ。黄川田大臣におかれましては、臨時国会開会中にも関わらず、本日は先祖の遺骨が安置されているウポポイの慰霊施設をご視察いただきましたことに心より感謝申し上げます。

さて、最重要の課題は、先祖のご遺骨の返還です。

アイヌ遺骨は研究目的と称し、明治、昭和の時代を通じ大学研究者等により、発掘・収集がなされ、中には盗掘という形で行われたものもあり、国の調査により全国 12 の大学、18 の博物館等において、多くは劣悪な状況の下で収蔵保管されておりました。当時、加藤理事長を先頭に、正義に反し理不尽な形で発掘収蔵され、劣悪な環境に置かれているご遺骨や副葬品を含め、一刻も早く尊厳ある慰霊が可能となるよう、ウポポイの中に慰霊施設の整備を求め、令和元年 11 月、国、関係機関等のご理解ご尽力により慰霊施設が完成しました。

翌月の 12 月以降、大学保管のご遺骨は、地元調整や地域返還を行うものを除き、慰霊施設にある墓所に一時的保管として納められ、空調設備が整った環境に収蔵され、現在に至っています。また、全国の博物館等に保管されていたご遺骨については、その一部を令和 5 年 9 月に初めて慰霊施設へ納めることができました。残る博物館遺骨についても、地元調整や継続保管を行うものを除き、本年 10 月、北海道博物館保管のものを最終的に慰霊施設へ収蔵することができたところであり、大学、博物館等のご遺骨の集約は足掛け 7 年に渡り、国や関係機関団体等のご理解ご協力のもとで行われましたことに心から感謝を申し上げる次第です。

これらのご遺骨等については、今後とも、毎年、道内外から同胞がこの施設に集い、国、大学等関係機関に対し、正義の修復を求めつつ、先祖の失われた尊厳と人権の回復、先祖との絆の回復を希求しながら、この施設が整備された歴史的経緯をしっかりと次世代に受け継いでいく思いで慰霊行事を実施していきたいと思っておりますので、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

残る大きな課題は、海外に持ち出されたご遺骨についてです。これまで政府、関係機関のご理解ご尽力により、本年4月に英国エディンバラ大学に行き、3体を引き取り、返還式や伝統に即してカムイノミを執り行い、平成29年のドイツ、令和5年5月のオーストラリアに次ぐ3ヶ国目として故郷に連れ帰り、長年の心の荷が幾分軽くなったように思いましたが、先月28日、同じく英国の自然史博物館から来春5体のご遺骨の返還が受けられることが明らかになり、海外遺骨についても一步一步着実に前進していていることに、国や関係機関のご尽力に重ねてお礼申し上げたいと思います。

また、報道によれば、まだ約80体が海外で保管されているとの情報もありますが、どれほど確証のある情報かも承知していませんが、これらについても関係する学術界の理解、協力をいただきながら、状況把握等の必要な調査を行い、海外遺骨の返還のあり方等について、方向性や計画性を確保していただき、できるだけ早期にこの海外遺骨問題の解決に繋げていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

生活向上の分野についてお願いしたいと思います。この生活向上施策は、新法制定以前から取り組まれてきたもので、道民とアイヌとの格差是正を主眼に取り組まれてきたもので、地元北海道の取り組みに対し、国が支援を行うものです。

法の施行状況を把握するため、道内で開催された意見交換会で、アイヌ子弟向けの大学奨学金制度の給付への見直しや、大学卒業後の返済要件の基準の再考など、修学支援の見直しに係る意見も出されていきました。子弟の教育の充実は大協会の重要課題の一つでもあり、私も委員として関わらせていただいておりますが、道では現在、次期の計画である第二次北海道アイヌ政策推進方策の策定に取り組んでいるところですが、策定のベースとなった実態調査では、アイヌの生活保護率が前回調査に比べ5ポイント近く増加し、また、居住市町村住民の保護率との差も広がっていることや、大学進学率も前回調査に比べ9ポイント近く低下し、居住市町村住民の進学率との差も広がっており、一部の保護者の困窮がその一つの要因であることが伺われます。道に置かれましては、これらの意見の背景や経緯等に心を寄せていただき、困窮の状況に置かれているアイヌに対しては、難しい課題であると思いますが、国のご理解ご支援をいただきながら、必要な対応についてできる限りアイヌに寄り添う姿勢で検討していただくよう、切にお願いいたします。

また、先ほど●●委員の SNS での発信、●●委員の公共施設での間違っただアイヌ政策の発信、特に匿名性の高い SNS の心ない投稿で心を痛めているアイヌの同胞がたくさんいて、私も大変辛い思いをしております。アイヌに関わる SNS の発信や、公共施設の利用については、慎重に考えていただければと思います。アイヌ協会としても SNS での発信は、なるべく見ないでねと、

あまりいいこと書いてないからっていう話を入れたりしているの、ない方が良くはないかなぐらいの話はなくはないですけど、慎重に考えてもらいたいというふうに思っております。よろしく願います。

○吉田次長

はい、ありがとうございます。それでは委員 H からお願いいたします。

○委員 H

はじめに、いわゆるヘイトスピーチなどへの対応ですが、例えば、政府などのアイヌの人びとに関する施策等を発表すると、それに対してアイヌの人びとを貶める投稿が多くなされると聞きます。例えば、北海道の自治体に対してもかかる攻撃がなされた場合、どのような対応がなされるのでしょうか。市町村などの自治体ではアイヌの歴史や文化に関する専門職員が配置されていないところが多くあります。かかる場合の対応はどうするのでしょうか。アイヌ協会がある自治体やアイヌ文化を展示している博物館を有する自治体ではなんとか対応しているでしょうが、職員の負担は大きなものがあります。そうした職員がいない自治体の対応について研修等をふくめきちんとした対応を考えるべきではないでしょうか。

それからさきほどからご遺骨の問題が指摘されています。ご遺骨は返還することが一つの基本姿勢として挙がっていて、そのために白老に慰霊施設がつくられました。慰霊施設に安置されたご遺骨が地域に返還された例というのはありますよね。それはこれからも続けられると思いますが、その中で一番問題になるのは、ご遺骨に関して、例えばアイヌ協会など受け入れ団体のない自治体に、そこにお返ししようとする場合、受け入れ団体を作る必要がありますね。軸になる人びとが必要なのですから。しかし、その時にみずから手をあげるひとがいらっしやるのでしょうか。かかる意識はあっても、地域からの反対があるなど、とまどいをおぼえる実情がまだありますよね。そういった場合はどうするのか、当事者に負担をおかけすることなく、どのようにお返ししていくか。そういった形ではおそらく検討されていないですよ。前回の会議の時に、現在の慰霊の施設の中のご遺骨の保管状況、それから副葬品の保管・整理状況はどのようになっているか、それを拝見し確認したいというふうに申し上げたら拒否されましたね。そういうことがありましたけれども、現在の状況をきちんと把握することが必要となります。

後継者育成の問題に関してですが、アイヌ民族文化財団では各種の後継者養成事業をおこなっていますが、これを養成者育成のためのきちんとした組織にすることができないかということ。

例えば国立劇場がありますね。そこには研修所が併設されていて歌舞伎や文楽、組踊とかの後継者を育成している。そういった育成施設をウポポイに作る事が出来ないのか。きちんとした形で後継者を育成するにはそういった学校のような場が必要となってくるのではないですか。アイヌ文化を将来に確実に受け継ぐためにも必要なことではないかと思うのですね。

また先ほどお話にありました、交付金のことですが、札幌大学という大学があります。ご承知でしょうが、札幌大学文化学部にはウレシパクラブがあり、そこではアイヌ語をはじめアイヌ文化を学ぶ学生たちがいます。そしてその卒業生をウポポイに送り込んでます。そこに交付金が出せないのだろうか。それから秋元市長がいらっしゃるので、一市民として申し上げたいと思うんですけど、札幌市立大学のデザイン学部に例えばアイヌ文様のデザインの専攻という部門はできないのでしょうか。また札幌にはピリカコタンがあります。そこの連携をはかりながら、若い人達を教育していく場の存在というのは大事な事じゃないのかなと思います。

現在は国連で先住民族の言語に対する 10 年という企画がなされていますが、アイヌ語に関しては危機言語になっています。アイヌ語が危機言語になった一番の原因というのは明治政府がとった施策ですよ。先ほども申し上げましたが、アイヌ語に関して、やっぱりきちんとした教育の場が必要じゃないかと思います。最近若い人達と話をしたのですが、アイヌ語を今勉強してるのはシャモだけじゃないか。アイヌの若者はアイヌ語をなかなか勉強する場がないんだよというのを聞いて驚きました。確かにそういうところがありますね。アイヌの子弟が自らの母語を学べる場をきちんとしなければ、危機言語のなかで文化庁が危機の度合いが「極めて深刻」と位置づけているアイヌ語にどう対応していくのでしょうか。

最後になりますが、毎回申し上げているのですが、アイヌ語アイヌ文化に関する文化財の国の指定がなされていないのではないかと。これは人間国宝も含めて重要文化財などの指定というのはほとんどない。指定品に伝承者が接していくことはさらなる文化の伝承につながっていく。一人、人間国宝が誕生したら若い人がその人のもとで学習するようになってくる、そういう場を作っていくなどいろいろな意味での伝承者教育の場が必要ではないかと思いますので、ご検討くださるようよろしくお願いいたします。

○吉田次長

はい、ありがとうございます。続きまして委員 I からお願いいたします。

○委員 I

アイヌ施策推進法の見直しにつきましては、この機会に、日本の先住民族政策の基本的スキ

ームが、民族共生理念に基づき、民族の基盤となる文化の復興並びにそれを支える環境の整備を中心とするものであることを再確認するとともに、有識者懇談会座長を務められた佐藤幸治先生が述べられたように、日本がこの政策をもって国際社会において名誉ある地位を占めるために、そのスキームの実現に最大限の努力を傾注すべきであると思います。例えば、アイヌ政策推進交付金や国有林野の柔軟な利活用など、それぞれの制度的な枠組みに囚われず、先住民政策という観点からの運用を強化するべきであろうと思われま

す。そしてこのスキームの中心にあるのが他ならぬウポポイです。ご承知のようにウポポイの設置目的は、アイヌに関する理解促進の拠点たることとアイヌ文化の継承創造の拠点たることという複合的なものであります。

理解促進のためには、多くの人々にウポポイを通じてアイヌ文化に触れ、その魅力を理解していただく必要があります。その観点からは年間来場者数が低減しているという事態は深刻に捉えなければなりません。誘客戦略については、アイヌ民族文化財団はもとより、国においても専門家の方々も交えて検討を進めていただいております。そこでの検討は、来場者の満足度をいかにしてあげるかという観点を中心に行われてきたかに思われますが、同時に、お客様にウポポイのゲートの前までおいでいただく方策についての検討もまた重要であると思われま

す。もちろんそれについても、効果的な広報や札幌とウポポイを繋ぐ直通バスなどの検討がなされております。その中では、例えばバスについて言うと、イベントごとに何度か運行してみただけで利用者があまりいなかったという声もありますが、しかしながら、実際の実施態様を見ると、利用者が伸びない理由はニーズの欠如ではないように思われます。じっくりと通年運行を実施し、サービスの浸透をはかるべきだと考えま

す。ウポポイ設置のもう一つの目的であるアイヌ文化の継承創造の拠点としての意義も大いに重要です。いただいた資料2の44ページにも記載されておりますように、文化の継承創造・復興と理解促進・誘客拡大をどのように有機的に結び付けるかを実情に即して検討することこそ必要です。誘客と文化復興のいずれが重要かではなく、また、単にともに重要だということを超えて、文化復興に必要なリソースや環境の整備は、誘客戦略が奏功してこそ可能になり、また豊かな文化が復興されてこそ誘客の意味がある、という両者の連関、資料の言葉を借りれば「好循環」が不可欠だと言うことを確認しておきたいと思いま

す。ウポポイの設置目的に関連して更に言えば、昨年3月の東京渋谷でのウポポイ職員によるアイヌ舞踊公演には約1600人の来場者があり、今年の3月の恵比寿公演では、悪天候にも拘わらず1000名を超える来場者がありました。来年3月には丸の内ですらに内容を充実させたイベントを実施いたします。また、今年の3月にはウポポイの舞踊チームが台湾で公演を行い、2000

人近い台湾のお客様にアイヌ文化を紹介することができました。今年3月にも台湾公演を予定しております。これらは遠隔の地においてウポポイにおいていられない人々に対して、ウポポイで文化を伝承し、技を磨いた職員たちがアイヌ文化を披露し、アイヌ文化の理解を促進したのであって、ウポポイの設置目的に直結した事業であると思われます。そうだとすると、ウポポイのパフォーマンスを論ずるにあたって、ウポポイ園内に入ったお客様だけをカウントするのではなく、園内園外を問わずウポポイの活動を通じてアイヌ文化に触れ、アイヌを理解する機会に接した人々をトータルに考えるべきではないかと思われます。

ウポポイに関してはもう一つ、国際的側面についても触れておきたいと思います。特に海外の先住民族にウポポイでその文化を披露していただく機会をこれからも作りたいと思っておりますが、あわせて、単発的なイベントだけでなく、海外先住民族文化の紹介をウポポイの既存の施設などを活用して継続的に行うことも重要であると考えております。また、インバウンドの増加という観点からは、台湾などでの国際旅行博のようなイベントにおけるウポポイのプレゼンスの強化を含む、いわゆる旅前情報の発信、ガイドの教育、ウポポイでの多言語対応などをプロセスとして充実させることが必要だと考えております。

最後に、すでに他の委員も触れておられますが、ウポポイに多くの優秀な学生を職員として送り出しておられる札幌大学について一言申し上げたいと思います。アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書の中に「アイヌの人々に対する高等教育機関における教育機会の充実等の自主的な取組への支援も重要である」という一文があります。これはアイヌ子弟に対して入学金や授業料を免除し、入学した学生にはアイヌ文化の学習を義務づけるという札幌大学のウレシバプロジェクトを念頭に置いた記述です。しかし、実際にはそれへの公的支援には様々なハードルがあり、詳細は控えますが、これまでは北海道大学への国立大学法人運営費交付金の中に札幌大学への支援を含ませるという方策が取られてまいりました。しかし、これも北海道大学自身の財政的課題の中で継続が困難になっていると聞き及びます。懇談会報告書の提言を無にしないためにも関係方面のご検討をお願いする次第でございます。以上でございます。

○吉田次長

はい、ありがとうございます。続きまして委員Jからお願いいたします。

○委員J

黄川田大臣、今日はありがとうございます。大臣に一つ質問になります。埼玉県出身っておっしゃっていましたが。埼玉県でお生まれになって育った環境で、アイヌ民族の情報を得ら

れる機会ってどれくらいありましたでしょうか？

○黄川田大臣

大人になってからはですね、やはりなかなかアイヌ民族そのものの情報を得るということは少ないというか、なかったかと思います。

○委員J

ありがとうございます。私は道外はずれて栃木在住の、唯一本州に住んでいるアイヌの立場でこの会議に関わっているんですけども、都内勤務の時もそうなんですけど、アイヌ衣装とか和服を身につけている時はそういうことはないんですけど、プライベートで私服で歩いてると、あの職質によく合うんですよね。在留の外国人扱いで。本当に警察関係も学校の教員関係も医療関係者も、本当にアイヌのこと知らないんですよ。道外の方たちは。

だから北海道を離れた本州に住んでいるアイヌにとっては道内で行われてるアイヌ施策の支援からは、まるっきりはずれた立場でアイヌであってアイヌではないんですよ。道外に住んでいると。ですから今までいろんな話が出てきた交付金等々も本州に住んでいると、なかなかそれは私たちには羨ましい話だけど、私たちのところには実際に降りてこない話なんですよ。

だから北海道を離れたアイヌも、こういうところに会議だけで呼ばれるのではなくて、実際に道外のアイヌたちがアイヌ施策の中で、自分たちが学びたいこと、やりたいことができる方向に進めてほしくて。その一念のためだけにこの会議の委員を引き受けているっていうのが私の立場なんですけど。

それと相談員制度の話も出ましたけど、道内に相談員の充実をどうこうって最初の方でご説明がありましたけど、道外にもアイヌがいて、北海道にいるアイヌたちの差別だけではなくて、本州に行って、在日外国人っていう扱いと、北海道出身の和人から、なんだお前犬かよって未だに言われるんですよ。私この歳で。そういう差別があるにも関わらず、私たちはこのアイヌの施策からは外されたところにいる。だから奨学金制度も道内のアイヌの指定が受けられるものは、道外の子どもたちにはない。だからその格差をなんとかしてほしいですし、国会のあれが落ち着いてからでいいですから大臣に一度、東京のアイヌ文化交流センターで道外のアイヌたちの声を直に一回聞いて、考えて頂きたいです。他にもなんか言いたいことがあったはずなんですけど。ちょっと思いつかなくなっちゃってます。

とりあえず本当に道外の格差を同じ人間として、法の下での平等の立場に立ちたい。アイヌ民族であってアイヌ民族の扱いを受けない。道内にも。私なんか、北海道来るときに羽田空港で

受付カウンターに行ったら職員に英語で話しかけられるんですよ。すみません、日本語分かりますかって私が日本語に切り替えてもらわないと、英語でべらべらと、搭乗手続きの説明をされても、全てそれだったら、じゃあアイヌ語使ってくれよって言いたくなるくらい本当におかしな環境なんですよ。だから本当に教職員の人、医療従事者。医療従事者のことをなぜ強いかと言うと、アイヌ民族って多毛民族なんです。受診で病院に行った時にまず毛深いっていうところを、それが恥ずかしくて、なかなか病院に行きそびれてて、気が付いたら大腸がんで亡くなったって私の周りのアイヌの知り合いがいっぱいいるんで。まず医師、看護師、それから医療従事の方に、日本国内にアイヌがいるってことがアイヌ民族の特徴を知ってもらわないと。まず受診の段階で差別を受けて、医療に進めないんです。だからそういうこともやっていただきたいんで、ぜひ一目でもアイヌの声を聞くために黄川田大臣、一度アイヌ文化交流センターに来ていただけたらありがたいです。

○吉田次長

はい。ありがとうございます。それでは委員 K、お願いいたします。

○委員 K

改めてイランカラプテ。ウポポイの視察ありがとうございました。あと財団の若手職員との意見交換もされたということで、現場の若手の視点なども伝わったことかなというふうに感じております。ウポポイで働いてる中での意見は、大半●●委員からお話しがありましたので、その部分で一点追加と、SNS での中傷についてお話をさせていただきたいと思います。

ウポポイでは誘客戦略を基に、博物館公園職員一丸となりまして様々なイベントなど行っているところです。100 万人という数字を職員として受け取る側でもあるんですけども、100 万人はむやたらに 100 万人って言ってるわけでもなくて道内のお客様、道外からお越しになる方、それから修学旅行生、インバウンドといった属性がおよそ何万人ずつ、トータルで 100 万人という計上の仕方をしていたと思っております。そのため数字に乖離があると思いますので、その部分について改めて分析いただいたうえで具体的な誘客戦略を行った方がいいのかなというふうに現場の職員として考えているところでございます。

また博物館の職員としての意見としては、歴史文化についてですね。展示の対象としているところでありまして、その中で、私の仕事に直接的な話になりますけれども、私アイヌ文化関連資料の収集を担当しておりまして、アイヌ資料の海外流出というのが課題になっているところです。予算はありまして、申し出者様と金額が合わなくて、手放さなきゃいけない

ってしまった場合もあるんですけども、そういった場合は各地の博物館さん、資料館さんを紹介させていただいてるところなんですけれども、やはりどこも予算だとかがなくて（受け入れできず）、所有者さんが古物商さんに譲り渡して、そこからですね、国内で希望する方がいない場合は海外に渡してしまうと言ったケースがここ 4, 5 年大変多く見られております。こういった資料というものにつきましては、やはり私たちの先祖が作ったもの、記録されてきたものというところがありますので、やはり国内において活用されるのが好ましいのではないかと、いうふうに考えておりますので、こうした収集に関して交付金事業などがもうちょっと柔軟に使えるようになるというかなというふうに考えているところです。ウポポイはアイヌ民族の心のよりどころとなるようにということで、たくさんの先輩方や関係各所の方々が国立に向けて仕事していただいて、頑張っているところなので、この部分については引き続き、職員の一人としても頑張っていきたいなというふうに考えているところです。

もう一つは SNS の中傷対策について、ここ 2, 3 年私ずっと発言させていただいていることになるんですけども。やはり SNS の情報の拡散力というのはとても速くてですね。●●委員も先ほどヤフーオークションの出来事をお話されていたかと思うんですけども、落札して 2 時間後には関係者の方に、こういったものが出品されていて落札されてしまったというような情報が流れてしまうような形で。その後迅速に削除要請に従ってヤフーオークション側で削除したというふうに伺っているところではありますけれども。やはりアイヌ民族の誹謗中傷だとかに関して、書き込みの拡散力っていうのはかなり多くてですね。

X 上ではこの人たちが言うことがすごく辛くなっていうことを耳にする機会、目にする機会というのも増えております。なので、今回の新法が 5 年経った後での検討というところで、罰則規定が設けられないといったところがあるということがありましたので、提案ではあるんですけども改めて国や地方自治体の方ですね、アイヌの歴史や文化に関する認識というものを、出していただいた上で、アイヌ施策の方針というのを改めて明示していただきたいというふうに考えております。

そして合わせてですね、誹謗中傷に関する具体的な事例を集めて、ガイドラインを設置し、なるべく早くご利用いただきたいというふうに思っております。私的な団体さんの方では一部こういった書き込みがあった場合、即座に削除対応いたしますといったことを明言した上で、Facebook や X、Instagram といったところを応用しているケースも見られるので、そういったところは参考になるのではないかなというふうに考えております。

最後になりますけれども、今回の 5 年後検討といったところで●●委員も先ほど言及されておりましたけれども、定期的にこのような見直しをして若手や中堅、ご苦労されてきておりま

す年長者の方々のご意見を吸い上げてですね、施策に反映していただきたいなというふうに考えております。

私が 20 年前、大学 4 年生だった頃はアイヌの生活空間再生事業が来年から始まるよといったところで（平成 17 年の話）、その時はまだ国立といったところは夢のまた夢だったのが、10 何年経って国立になったといったところもあって、かなりスピーディーに政策が進んでいるということを実感しているところになっております。

引き続き、国や地方自治体で、そして財団の皆様力を借りて、職員として、アイヌ民族のルーツをもつ一人として仕事を頑張っていきたいというふうに考えておりますので、引き続きご協力のほど、ご理解をもとよろしくお願いたします。以上です。

○吉田次長

ありがとうございました。それでは続きまして委員 L からお願いできますでしょうか？

○委員 L

人権教育啓発については本年 6 月人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）が閣議決定されました。同計画は平成 14 年に策定された第 1 次基本計画を約 23 年ぶりに全面的に見直したもので、この第二次基本計画においても、アイヌの人々に対する差別等が個別の人権課題に掲げられております。現状認識としては、アイヌ施策推進法が、令和元年 5 月に施行されたこと、それからこの法律において、アイヌの人々に対してアイヌであることを理由に差別をしてはならないこと、とされたことや北海道白老町に民族共生象徴空間（ウポポイ）が開業したことを記載しております。その上で、人権教育啓発や相談、支援等の各取組を積極的に推進することとされています。さらに同計画ではインターネット上の人権侵害が課題横断的な人権課題に位置づけられました。これは先ほどからご指摘がありますようにスマートフォンの普及や SNS の利用拡大などの情報化の進展により、インターネット上の人権侵害が深刻化し、様々な人権課題に関してインターネットを介した人権侵害が生じていることを踏まえたものであります。

この課題の取り組むことは、アイヌの人々に対する差別等も含めた各人権課題を解消する上でも不可欠であり、人権教育啓発の積極的な推進が求められております。

なお、人権教育啓発推進センターにおいては、令和 4 年度に法務省から委託を受け、啓発動画「アコロ青春 a=kor アコロ [アイヌ語で「私たちの」]」を作成しました。この動画は現在同センターにおいて DVD の貸出などを行っておりますけれども、YouTube 法務省チャンネルでも配信されており、令和 7 年 12 月時点の再生回数は約 2 万回を超えており、着実に視聴数が増

加していると認識しています。今後も北海道に向かう修学旅行生の事前学習教材として活用していただくなど、本動画がアイヌの人々の歴史や文化への理解を深め、偏見や差別解消のための一助となることを期待しております。

また、同センターでは、厚生労働省から委託を受けて、アイヌの方々のための相談事業を行っております。令和6年度は500件の相談があり、暮らし向きに関する相談や身体の特徴、病気に関する相談が多かったですが、偏見差別に関する相談も9件ありました。偏見差別に関わる相談があった場合には、法務省の人権擁護機関の相談窓口を案内することとしており、今後とも関係機関間の緊密な連携等を図っていくことで、インターネット上の人権侵害も含め、アイヌの人々からの相談に適切に対応していきたいと考えています。人権教育啓発推進センターは第二次基本計画についても、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されております。今後もその期待に十分答えられるよう勤めてまいりたいと考えております。私からは以上です。

○吉田次長

それでは、これまでの委員からのご発言につきまして、事務局から回答できるものがございましたら、回答をお願いします。

○渡邊室長

皆様ご意見ありがとうございました。非常に多くのご意見を伺いましたので、なるべくお答えすべく項目ごとにお答えしたいと思います。

まず、教育につきましては、教科書出版社への説明会、小学校等へのアイヌ文化の出前授業、ウポポイへの教育旅行を通じて歴史、文化、人権への理解・共生等を務めていきたいと考えています。

続いて人権問題について様々なご意見を伺いましたが、アイヌの人々を含む、一般的な人権の取り組みでもありますが、近年のインターネット上での誹謗中傷等への対応等の様々な人権問題については、委員Lからご紹介のあった令和7年に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」に基づき、法務省、総務省、厚生労働省等の関係省庁と連携し、可能な限り、資料上の人権啓発、相談事業など可能な限りの事業を推進していきます。

SNSについて委員Bからご質問が5点ありましたが、SNSできちんと情報発信をすべきではないかという話に集約されると思いますが、事前説明で室長として委員Bに説明しており、説明内容については、大臣にも報告しております。その上で他の委員からもご意見いただいておりますので、最後に大臣のご見解をいただきたいと思っております。

次にウポポイの件については、日々の運営、誘客戦略については着実に一つ一つ取り組んでいきたいと思っております。現在、関係機関によるタスクフォースを立ち上げており、短期・中長期的の方策を検討しておりますが、委員Fから民間の人材も入れるべきご提案もありますが、まずはタスクフォースで成果を出せたらよいと考えています。

その次に委員Iからご意見のあった交通の話であります。引き続き財団と取り組んでいきます。

また、委員I、委員Kからご意見のあった入場者数についてであります。検討していきたいと考えていますが、政府としては100万人を目標としているところではあり、現状の入場者数を重く受け止めなければならないと考えています。タスクフォースで入場者数が増える模索をしていきたいと思っております。

次に遺骨の返還であるが、引き続き、基本方針ガイドライン等に基づき、関係者のご理解ご協力を賜りながら国内外に保管されている遺骨の返還に努めていく。英国の自然史博物館に保管の遺骨については、来年春以降に返還が実現できるよう関係機関と調整していきたい。

また、海外遺骨の返還のあり方等については、個々の事情が複雑であり統一的な方針の策定は難しいです。いずれにしろ、遺骨の返還を進めることが重要であります。引き続き知見の有する者に協力をいただき、引き続き返還を進めてまいりたいです。

文化振興事業については、引き続き、アイヌ政策推進交付金等を活用して、中長期視点に立ってアイヌ文化の基盤であるアイヌ語継承、高齢者対策の知見の継承、若者の育成、北海道外への文化の発信については、世代、地域を意識して施策を講じていきます。

委員Jからご意見のありました北海道外アイヌの方々へのご対応ですが、東京にある財団の利活用を進めて参りたいと思っております。

それから生活向上支援については、現在北海道で策定作業を進めている第二次アイヌ政策推進方策に基づき、北海道、市町村が実施するアイヌ生活向上施策に関して必要な支援を行っていきます。

アイヌ政策推進交付金に関しては、活用自治体を広げてほしいとの意見がありましたが、できるだけ多くの自治体に活用していただくように説明会等を開いていきます。また、アイヌ協会がない市町村でも活用可能です。

委員Fからご意見のあった北海道に交付金を関与してもらいたいという件については、とある自治体から、国と直接やりとりができる良い制度と伺っており、引き続き検討課題とさせていただきます。

それから、アイヌ政策推進交付金は、アイヌ文化の発展が制度の目的であり、目的から外れ

ないものであれば、積極的に活用していただきたいです。

ガイドラインについては、差別の定義づけが難しく、表現の自由もあり、非常に難しい問題であります。しかし、個人が差別を受けた場合は、救済措置が官民で整備されています。表現の自由等もあり、慎重にならざる負えないです。

○日向室長代理

委員Hからお尋ねがあった2件についてお答えさせていただきます。

まず、あの後継者育成については、ウポポイに作れないかっていうご提案でございますが、現在、アイヌ民族文化財団で実施している「伝承者育成事業」への支援を行うとともにウポポイの事業に実施に必要な伝承者の育成を行っておりますが、委員Hのご意見を踏まえて、例えば、アイヌ民族文化財団の方々にアイヌ文化の伝承や後継者の育成についてご相談していくなど検討していきたいです。

もう1点は文化財保護や人間国宝関係でございますが、一般論を申し上げますが、文化庁でおこなっておりますが、起源や変遷、後継者育成の状況等を審査して文化財の指定をおこなっているところです。まず、どの分野からどうやって進めていくのか今後相談していけたら良いが、所管が文化庁であるため、文化庁に相談していただくと、必要な助言を行うとのことであり、活用していただけると幸いです。

○吉田次長

それではよろしいでしょうか。

○委員B

大臣からお話いただけることは理解しましたが、Xの更新が令和2年から行われなくなった件については、室長からお答えいただけなかった。後日回答いただける場合は、その他委員にも回答を共有していただきたいです。

○渡邊室長

ありがとうございます。委員Bからのご意見として、過去の経緯については承りましたので、事務方で対応させていただきたいと思っております。

○委員J

私の要望としては、北海道と道外のアイヌの格差を無くしてほしいです。もう一つ言いたいことがあるのは、相談員の件です。生計を立てるためにいくつかの仕事をかけ持っており、ア

アイヌの相談者として生計が建てられるように制度を充実させてほしいです。

○委員 A

ウポポイ前の踏切の影響で渋滞が発生してしまうため、道路をもう一本作ってもらえないでしょうか。何度もお伝えしているのだが。

○石川室長代理

交通渋滞については、何度も調査をしております。今後については白老町と相談しつつ、今後どういう形で実現できるか検討していきたいです。

また、一般国道 36 号については、ウポポイ開業に合わせて交通量増加を見込んで拡幅工事を行っております。白老周辺の交通対策についても総合的に検討していきます。

○委員 A

ウポポイ 5 周年の際に話を聞いたのだが、ウポポイ周辺に外国語表記の看板がないため、海外の方が素通りしているみたいです。また、何度も言うが、道路は改善してほしいです。

○吉田次長

それでは、最後に黄川田大臣から一言よろしく願いいたします。

○黄川田大臣

長時間にわたり本会議にご参会いただき感謝します。貴重な意見を頂いたと思っています。いただいた意見はしっかりと受けとめ、着実に進めていきたいと考えています。本日、室長よりご説明いただいた総合的な施策について、しっかりと関係機関と連携し取り組んでいきます。

人権問題については、様々なご意見をいただきました。特に SNS の情報発信については、委員 B をはじめ多くの委員から懸念等をいただきました。一番大切なのは、アイヌの方に寄り添うことであると思っています。いろいろと慎重にならないといけないと考えており、拡散力の強い SNS で誹謗中傷が広がってしまうと何の意味もないです。どういう対応をしたらよいのかアイヌの方と相談していけたらと考えています。その上で、委員 B からのご意見あったが、改善すべき点はあると思います。

まずは、拡散の心配のない内閣官房アイヌ総合政策室 HP において相談窓口を紹介ページを設ける予定です。今までなかったのもどうかと思うが。やはり、SNS 等の様々な相談については総務省、人権については法務省となっていますが、官房から案内が行っていないのがそもそも問題であるので改善させていただきたいと考えています。アイヌの方々の心情に寄り添い、そ

してアイヌの方々とよく相談して今後の対策を考えていきたいです。

本日は、大変様々なお意見をいただき、わたくしも気づかなかった点もありました。しっかりとアイヌ施策担当大臣として今後とも職責を果たしていきたいです。

本日はありがとうございました。イヤイライケレ。